

島根原子力発電所に係る周辺自治体と中国電力株との  
 安全協定等の見直し状況について

出雲市、安来市及び雲南市と中国電力株式会社との安全協定の見直しについては、令和3年10月に、安全協定運営要綱及び県との覚書の改定を行いました。

一方、中国電力株式会社は、先般、鳥取県、米子市及び境港市に対し、安全協定の見直しに係る提案を行いました。この鳥取県側の改定案と、出雲市、安来市及び雲南市が中国電力株式会社と締結している安全協定等を比較し、その内容を以下のとおり報告します。

<安全協定等の比較>

※ ( ) 内の記号は改定前

項目	島根県・ 松江市	出雲市・安来市・雲南市	鳥取県	米子市・境港市
核燃料物質等の 輸送計画に 対する 事前連絡	○	(△→) ○ ・中国電力は、立地自治体と同様、詳細な情報も含めて連絡を行う	(△→) ○ ・中国電力は、立地自治体と同様、詳細な情報も含めて連絡を行う	
立入調査	○	△ ・現地確認し、意見を述べる ことができる ・県に立入調査の実施を 要請できる (県との覚書)	(△→) ○	△ ・現地確認し、 意見を述べる ことができる
措置要求	○	(×→) △ ・県からの意見聴取に対し、意見を述べる ことができる (県との覚書)	(×→) ○	(×→) △ ・県からの意見 聴取に対し、 意見を述べる ことができる
事前了解	○	△ ・意見を述べることができ、 中国電力は誠意をもって 対応する ・知事・3市長会議を設置	△ ・意見を述べることができ、 中国電力は誠意をもって 対応する	